

長野県における当該農作物について慣行的に行われている
化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素分量

目 次

第1 共通事項		12 根深（軟白）ねぎ	…	12
1 全作物	… 1	13 葉ねぎ	…	13
2 野菜	… 1	14 ブロッコリー	…	13
		15 カリフラワー	…	13
第2 普通作物		16 アスパラガス	…	14
1 水稲	… 1	17 トマト	…	14
2 麦類	… 2	18 ミニトマト	…	14
3 大豆	… 2	19 きゅうり	…	15
4 そば	… 3	20 なす	…	15
		21 ピーマン	…	15
第3 果樹		22 すいか	…	16
1 りんご	… 3	23 かぼちゃ	…	16
2 ぶどう	… 4	24 ズッキーニ	…	16
3 なし	… 5	25 いちご	…	17
4 もも（ネクタリン含む）	… 6	26 スイートコーン	…	17
5 おうとう	… 6	27 ながいも	…	18
6 すもも（プルーンを含む）	… 6	28 ばれいしょ	…	18
7 うめ	… 6	29 だいこん	…	18
8 かき	… 7	30 たまねぎ	…	19
9 ブルーベリー	… 7	31 エダマメ	…	19
10 くり	… 7	32 さやいんげん	…	19
11 あんず	… 8	33 さやえんどう	…	20
12 キウイフルーツ	… 8	34 にんじん	…	20
		35 にんにく	…	20
第4 野菜		36 カラーピーマン	…	20
1 はくさい	… 8			
2 キャベツ	… 9	第5 特用作物		
3 レタス（玉レタス）	… 9	1 茶	…	21
4 非結球レタス	… 10	2 こんにやく	…	21
5 ほうれんそう	… 10			
6 チンゲンサイ	… 10	第6 飼料作物		
7 セルリー	… 11	1 飼料用トウモロコシ	…	21
8 パセリ	… 11	2 ソルガム	…	22
9 みずな	… 11	(別表)	…	23
10 みぶな	… 12	(別紙)	…	24
11 野沢菜	… 12			

長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素分量（以下「地域慣行基準」）

第1 共通事項

化学合成農薬及び化学肥料の定義については「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準ずるものとする。なお、地域慣行基準における農薬使用回数とは、のべ有効成分数をいう。

1 全作物

【化学合成農薬】

- (1) 長野県農作物病害虫発生予察事業実施運営要領第6に基づく発生情報（警報、注意報、地区報に限る。）が発表され、これに基づく特別防除を実施した場合は、当該地区、当該病害虫の防除に係る農薬散布数を1回地域慣行基準に加えることができる。
また、自然災害等への対応として農業技術課から発出された技術対策に特別防除が明記され、これに基づく特別防除を実施した場合も同様とする。
- (2) 殺菌剤又は殺虫剤について、2以上の有効成分を含有する剤（殺菌剤2成分以上または殺虫剤2成分以上）を使用した場合は、1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。
- (3) 別表に掲げる農薬の有効成分は農薬使用回数に含めないものとする。
- (4) 展着剤を使用した場合は、その成分数を農薬使用回数に含めないものとする。

2 野菜

【化学肥料】

1回のマルチ張りで2～3作する栽培法の場合（異なる作物を連作する場合も含む。）、1作分の窒素分量は、連作する作物の窒素分量の合計値を、対象とする作物1作分の窒素分量で案分した値とする。（別紙参照のこと）
なお、この栽培法に用いる肥料は、肥効特性に留意して選択すること。

第2 普通作物

1 水稻

【化学合成農薬】

区 分		農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
			殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
			県下全域	床土消毒	1 2	
	種子消毒	2	0	0		
	苗箱及び本田	2	3	4		

※「直は栽培」の場合は、地域慣行基準に2回（床土消毒－1、植調剤1、除草剤2）加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量【kg/10a】	主 な 該 当 地 域
黒ボク土	1 1	上下伊那台地、松筑、木曾の一部、八ヶ岳山麓、浅間山山麓、飯綱黒姫山麓
非黒ボク土 れき質	1 1	上下伊那天竜沿岸、佐久上小千曲川沿岸、北安曇北部、南安曇郡、松筑、木曾の一部

上記以外の地域 細～粗粒質 湿田地帯	9	
--------------------------	---	--

※①麦二毛作遅植地域（非黒ボク土細粒質）にあつては、上記にかかわらず窒素成分量 8 kg/10a を地域慣行基準とする。

②前年秋に稲わら等の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で 4kg/10a を上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

③地域の詳細は、長野県主要穀類等指導指標の地域別施肥基準を参照すること。

2 麦類

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	5	3	

※赤かび病防除対策を実施しないほ場にあつては、上記基準から 1 回減するものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
大麦	8	県下全域
小麦	10	県下全域

※①前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で 4kg/10a を上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

②ドリル播・全面全播を実施した場合は、大麦 12kg/10a、小麦 15kg/10a を地域慣行基準とする。

3 大豆

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	7	2	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤をした場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	播種期	窒素成分量【kg/10a】	主な該当地域
黒ボク土地域	標播	3.0	上下伊那台地、松筑、木曾の一部 八ヶ岳山麓、浅間山山麓、飯綱黒姫山麓
	晩播	4.5	
上記以外の地域	標播	1.5	
	晩播	2.25	

※①標播は5月下旬～6月中旬播種、晩播は6月下旬～7月中旬播種とする。

②前作の麦稈をすき込む場合は、腐熟促進のためすき込み量に応じて、石灰窒素等の肥料を窒素成分で 5kg/10a を上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

4 そば

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	1	0	1	0	

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	4	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

第3 果樹

1 りんご

【化学合成農薬】

(1) 早生種 (つがる、シナノドルチェ、シナノレッド、さんさ、夏明、すわっこ 等)

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
下伊那	3 4	1 8	1 3	3	
諏訪、上伊那	3 2	1 7	1 2	3	
佐久、上小、中信	3 0	1 4	1 3	3	
長野、北信	3 1	1 4	1 4	3	

(2) 中・晩生種

〔ふじ、シナノスイート、シナノゴールド、秋映、王林、紅玉、ジョナゴールド、陽光、千秋、シナノピッコロ、シナノプッチ、とき 等〕

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
下伊那	3 7	2 0	1 4	3	
諏訪、上伊那	3 5	1 8	1 4	3	
佐久、上小、中信	3 4	1 6	1 5	3	
長野、北信	3 5	1 7	1 5	3	

※りんご共通

- ①落果防止を目的として、植物成長調整剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- ②摘花(果)を目的として、植物成長調整剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- ③剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤等を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- ④県内における薬剤耐性りんご黒星病への対応のための防除体系の変更に伴い、当面の間、黒星病対策としてQoI剤使用の際に作用機構が異なる殺菌剤を加用した場合、また、10月上旬の防除を実施した場合について、それぞれ1剤を上限として農薬使用回数に含めないものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	1 5	

2 ぶどう

【化学合成農薬】

(1) 巨峰系、ナガノパープル

〔巨峰、ピオーネ、安芸クイーン、藤稔、サニールージュ、翠峰、ゴルビー、シナノスマイル、高墨、黄玉、ナガノパープル等〕

①露地・無加温栽培

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
東信、長野、北信	2 4	1 2	9	3	
諏訪、上下伊那	2 4	1 3	8	3	
中信	2 3	1 1	9	3	

②加温栽培

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
東信、長野、北信	1 9	9	8	2	
諏訪、上下伊那	1 9	1 0	7	2	
中信	1 8	8	8	2	

(2) 欧州系 (加工除く)、シャインマスカット

(シャインマスカット、ロザリオビアンコ、ロザリオロッソ、瀬戸ジャイアンツ 等)

①露地・無加温栽培

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
東信、長野、北信	2 7	1 5	9	3	
諏訪、上下伊那	2 7	1 6	8	3	
中信	2 6	1 4	9	3	

②加温栽培

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
東信、長野、北信	2 2	1 2	8	2	
諏訪、上下伊那	2 2	1 3	7	2	
中信	2 1	1 1	8	2	

(3) 米国系

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
デラウエア、スチューベン	1 9	8	8	3	県下全域
コンコード、ナイアガラ	2 1	1 0	8	3	県下全域

(4) 加工用ぶどう

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
コンコード、ナイアガラ	2 1	1 0	8	3	県下全域
その他	2 3	1 2	8	3	県下全域

※ぶどう共通

- ①植物成長調整剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
 ②剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤等を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
巨峰、ピオーネ、ロザリオビアンコ、ナガノパープル	10	県下全域
上記以外の品種	14	県下全域

3 なし

【化学合成農薬】

- (1) 赤なし（南水を除く）（幸水、豊水、あきづき 等）

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
上下伊那	34	16	15	3	
上記を除く地域	30	13	14	3	

- (2) 二十世紀・南水

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
上下伊那	37	20	14	3	
上記を除く地域	33	17	13	3	

- (3) 西洋なし

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
上下伊那	34	17	14	3	
上記を除く地域	30	14	13	3	

※なし共通

- ①剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤等を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
 ②落果防止を目的として、植物成長調整剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	20	

4 もも（ネクタリンを含む）

【化学合成農薬】 * 「もも」と「ネクタリン」は、農薬取締法上の区分が異なるので注意

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
上下伊那	3 2	1 7	1 2	3	
長野、北信	3 1	1 5	1 3	3	
上記を除く地域	3 1	1 6	1 2	3	

※剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤等を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	1 6	

5 おうとう

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	1 5	6	7	2	

※剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤等を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	1 2	

6 すもも（プルーンを含む）

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	2 7	1 1	1 3	3	

※剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤等を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	1 4	

7 うめ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	2 0	1 1	6	3	

※剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤等を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	20	

8 かき

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	20	9	

※剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤等を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	25	

9 ブルーベリー

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	10	3	

※剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤等を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	7	

10 くり

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	11	3	

※剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤等を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	16	

11 あんず

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	19	10	

※剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤等を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	12	

12 キウイフルーツ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		下伊那	13	5	

※剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤等を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
下伊那	21	

第4
1

野菜
はくさい
【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考	
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
		5～6月出荷	12	6		5
7月以降 出荷	南佐久	20	11	8	1	
	北佐久・上小	22	12	9	1	
	上記以外の地域	23	13	9	1	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
南佐久	25	
北佐久、木曾	20	
上記以外の地域	18	

※①前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

②5～6月出荷の場合は、上記窒素成分量を2割上乘せするものとする。

2 キャベツ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
5～6月出荷	15	8	6	1	県下全域

7月以降 出荷	南佐久	20	11	8	1	
	北佐久・上小	22	12	9	1	
	上記以外の地域	23	13	9	1	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
南・北佐久	25	
上記以外の地域	20	

※①前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

②5～6月出荷の場合は、上記窒素成分量を2割上乘せするものとする。

3 レタス（玉レタス）

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考	
	内 訳（参考）					
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤			
4～6月出荷	11	6	4	1	県下全域	
7月以降 出荷	南佐久	17	8	8	1	
	上記以外の地域	19	9	9	1	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
南佐久	18	
上記以外の地域	16	

※①前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

②5～6月出荷の場合は、上記窒素成分量を2割上乘せするものとする。

4 非結球レタス

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考	
	内 訳 (参考)					
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤			
4～6月出荷	10	5	4	1	県下全域	
7月以降 出荷	南佐久	15	7	7	1	
	上記以外の地域	17	8	8	1	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

レタスに準じる。

5 ほうれんそう

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
5～11月出荷	7	3	3	1	県下全域
上記以外のお出荷	5	2	2	1	1作あたり

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	17	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

6 チンゲンサイ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
4～6月出荷	9	4	4	1	県下全域
7月以降出荷	10	4	5	1	県下全域

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	15	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

7 セルリー

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】成分数				備 考	
	内 訳 (参考)					
	殺菌剤	殺虫剤	植物成長 調 節 剤	除草剤		
5～6月出荷	24	11	11	1	1	県下全域
7月出荷	32	15	15	1	1	県下全域
8月以降出荷	38	19	17	1	1	県下全域

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
5～6月出荷	96	県下全域
7月以降出荷	80	県下全域

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

8 パセリ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】			備 考
	収 穫 開始前	収穫期間中 週当り使用	除草剤	
県下全域	8	1.7	0	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	35	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

9 みずな

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	10	4	6	0	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	15	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

10 みぶな

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	10	4	6	0	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	15	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

11 野沢菜

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
9月出荷まで	12	4	7	1	県下全域
10月以降出荷	10	4	5	1	県下全域

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	30	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

12 根深（軟白）ねぎ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	21	9	11	1	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	25	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

13 葉ねぎ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	13	6	6	1	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	25	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

14 ブロッコリー

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
5～6月出荷	15	6	8	1	県下全域
7～9月出荷	18	8	9	1	県下全域
10月以降出荷	16	6	9	1	県下全域

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	26	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

15 カリフラワー

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	16	6	9	1	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	26	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

16 アスパラガス

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
春どり作型	20	10	7	3	県下全域
2期どり作型	24	12	9	3	県下全域
長期どり作型	25	13	9	3	県下全域

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	30	

※新植・改植の植え付け前の前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

17 トマト

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	収 穫 開始前	収穫期間中 週当り使用	植物成長 調 整 剤	除草剤	
半促成加温・無加温	13	1.0	1	1	県下全域
ハウス雨よけ	13	1.2	1	1	県下全域
ハウス抑制	13	1.5	1	1	県下全域

※①種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

②農薬使用回数の算出方法については、別紙参照のこと。

③露地栽培の場合は、「ハウス雨よけ」に準ずる。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
半促成加温・無加温	32	県下全域
ハウス雨よけ	37	県下全域
ハウス抑制	20	県下全域

※①前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

②露地栽培の場合は、「ハウス雨よけ」に準ずる。

18 ミニトマト

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	収 穫 開始前	収穫期間中 週当り使用	植物成長 調 整 剤	除草剤	
半促成無加温	11	1.0	1	1	県下全域
ハウス雨よけ	13	1.0	1	1	県下全域

※①種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合はその使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

②農薬使用回数の算出方法については、別紙参照のこと。

③露地栽培の場合は、「ハウス雨よけ」に準ずる。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	30	

※①前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

②露地栽培の場合は、「ハウス雨よけ」に準ずる。

19 きゅうり

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	収 穫 開始前	収穫期間中 週当り使用	植物成長 調 整 剤	除草剤	
半促成加温・無加温	8	1.5	0	1	県下全域
ハウス雨よけ	12	1.5	0	1	県下全域
ハウス抑制	10	1.5	0	1	県下全域
露地	12	1.5	0	1	県下全域

※①種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合はその使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

②農薬使用回数の算出方法については、別紙参照のこと。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	40	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

20 なす

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	22	12	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合はその使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	35	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

21 ピーマン

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	収 穫 開始前	収穫期間中 週当り使用	植物成長 調 整 剤	除草剤	
半促成加温・無加温	8	0.8	0	1	県下全域
露地	8	1.0	0	1	県下全域

※①種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合はその使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

②農薬使用回数の算出方法については、別紙参照のこと。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	35	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

22 すいか

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	29	13	15	1	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合はその使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	10	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

23 かぼちゃ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	10	5	4	1	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合はその使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	10	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

24 ズッキーニ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	18	8	9	1	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合はその使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	20	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

25 いちご

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳 (参考)			備 考	
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
		冬採り ・夏秋 採り	ランナー切離～定植	48		8
	定植～開花前	4	6		1	県下全域
	収穫期以降	11	14		0	県下全域

※①購入苗を定植する場合は、ランナー切離～定植の12剤に代えて、育苗者の防除回数を地域慣行基準として算入する。

②本基準は、収穫期間を120日と想定しており、収穫終了時期により、週当たり2.0剤を増減させるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	25	

※①前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

②本基準は、土耕栽培においては、収穫期間を120日と想定しており、収穫期間が120日を越える場合は、週当たり1kg/10aを加えるものとする。

③養液栽培は高設ベンチを想定した液肥を給液する栽培方式とする。なお、栽培期間（定植～収穫終了）は240日を想定している。

26 スイートコーン

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳 (参考)			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	7	1	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合はその使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	25	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

27 ながいも

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	13	6	5	2	

※種いも消毒した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
長野市松代	35	
上記以外の地域	30	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

28 ばれいしょ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	9	4	4	1	

※種いも消毒した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	18	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

29 だいこん

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	11	4	6	1	

※種子消毒した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	15	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

30 たまねぎ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	18	10	6	2	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	28	

※春植え作型については、前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

31 エダマメ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	7	2	3	2	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	7	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

32 さやいんげん

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	9	3	5	1	

※種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	21	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

33 さやえんどう

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	13	6	6	1	

※種子が種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	23	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

34 にんじん

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
春まき	14	4	9	1	県下全域
夏まき	14	3	10	1	県下全域

※種子消毒した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	20	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

35 にんにく

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	8	5	3	0	

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	20	

36 カラーピーマン

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	収穫開始前	収穫期間中週当り使用	植物成長調整剤	除草剤	
県下全域	10	1.0	0	1	

※①種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

②農薬使用回数の算出方法については、別紙参照のこと。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	35	

※前年秋に有機物の腐熟促進のため、石灰窒素などの窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えるものとする。

第5 特用作物

1 茶

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		下伊那・木曾	8	3	

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
下伊那・木曾	58	

2 こんにゃく

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	5	2	

※種いもに粉衣処理した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	15	

第6 飼料作物

1 飼料用トウモロコシ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	3	0	

※種子消毒した場合はその使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	1 2	

2 ソルガム

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	2	0	

※種子消毒した場合はその使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	1 2	

(別表)

地域慣行基準においてカウントしない農薬の有効成分一覧

農薬の有効成分名	補 足
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	重曹: 特定農薬に該当するもの
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	土着天敵: 特定農薬に該当するもの
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	特定農薬に該当するもの
燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水和剤	
炭酸カルシウム水和剤	
ミルベメクチン乳剤	
ミルベメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	
エチレン	特定農薬に該当するもの
電解次亜塩素酸水	特定農薬に該当するもの
ポリオキシシ(微生物由来天然物資材)	
カスガマイシン(微生物由来天然物資材)	
バリダマイシン(微生物由来天然物資材)	

※ 記載されている農薬の使用に当たっては、その時点での登録内容を必ず確認してください。

(別紙)

<はくさい、レタス類で、1作のマルチ張りで2～3作する栽培法の場合の化学肥料【窒素分量】の算出例>

(例) 南佐久地域で、2作(「レタス(玉レタス)」-「はくさい」)する栽培において、マルチ張りに化学肥料を10kg/10a【窒素分量】施用した場合

レタス(玉レタス)の化学肥料【窒素分量】の基準・・・18kg/10a
はくさいの化学肥料【窒素分量】の基準・・・・・・・・・・25kg/10a

レタス(玉レタス)分の化学肥料【窒素分量】は、

$$\frac{18\text{kg}/10\text{a}}{18\text{kg}/10\text{a} + 25\text{kg}/10\text{a}} \times 10\text{kg}/10\text{a} = \underline{4.2\text{kg}/10\text{a}}$$

はくさい分の化学肥料【窒素分量】は、

$$\frac{25\text{kg}/10\text{a}}{18\text{kg}/10\text{a} + 25\text{kg}/10\text{a}} \times 10\text{kg}/10\text{a} = \underline{5.8\text{kg}/10\text{a}}$$

となる。

<果菜類の農薬使用回数【延べ有効成分数】の算出方法>

果菜類の農薬使用回数【延べ有効成分数】は、以下の方法で算出するものとする。

$$y = a + b x + c + d$$

- 地域慣行防除回数 : y
- 収穫週数 : x
- 収穫開始前農薬使用回数 : a
- 収穫期間中週当り使用回数 : b
- 植物成長調整剤使用回数 : c
- 除草剤使用回数 : d

【トマト：半促成栽培】			
農薬使用回数【延べ有効成分数】			
収穫開始前	収穫期間中週当り使用	植物成長調整剤	除草剤
13	1.2	1	1

例えば、トマトの半促成栽培の場合、4月下旬から6月末まで収穫(9週)した場合、地域慣行防除回数は、25.8回(=13+1.2×9+1+1)となる。

<別表のカウントしない農薬を使用した場合のカウントの仕方>

(例) 南佐久地域の7月出荷のレタス栽培において、殺菌剤の混合剤(有効成分2成分以上)を使用した場合(レタスの地域慣行防除回数:17)

農薬有効成分数	うち別表に当てる成分数		慣行基準に加える回数	カウント後の慣行基準数	使用農薬としてのカウント数
	うち化学合成の成分数	うち別表に当てる成分数			
2	2	0	1	18	2
2	1	1	0	17	1
2	0	2	0	17	0
3	2	1	1	18	2